5　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

6　第二項の規定の適用がある場合における所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年末調整に係る所得金額調整控除）

第四十一条の三の四　居住者が、その年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その居住者が前条第一項の特別障害者に該当する旨又は同項の扶養親族若しくは同一生計配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、当該金額に相当する金額から前条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とする。

2　前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出しなければならない。

3　第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　給与等の支払を受ける第一項の居住者は、同項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6　第四項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

7　第一項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき同項の扶養親族又は同一生計配偶者（以下この項において「扶養親族等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該扶養親族等に係る第一項の居住者から同項に規定する申告書又は所得税法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

8　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」とする。

二　所得税法第百九十八条第六項の規定の適用については、同項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」とする。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三の三第七項第四号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第三十五条第四項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」を「第三十五条第四項第一号中「六十万円に」とあるのは「百十万円に」と、「六十万円）」とあるのは「百十万円）」と、同項第二号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、同項第三号中「四十万円」とあるのは「九十万円」に改め、同条第三項中「六万円」を「五万円」に、「十万円」を「九万五千円」に改める。

第四十一条の十五の三の次に次の一条を加える。

（消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）

第四十一条の十五の四　国民年金法第百二条第一項に規定する年金給付を受ける権利又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十二条第一項に規定する保険給付を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払うこととされた所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等については、同法第二百三条の二の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用がある場合における所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「又は租税特別措置法第四十一条の十五の四第一項（消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）の規定の」とする。

第四十一条の十九第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「で、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの」を削り、「当該確認を受けた日」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日」に、「同日以後三年を経過する日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とする。

第四十一条の二十一第一項中「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する」を「が有する所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得（非居住者にあつては同項第一号及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）に限るものとし、外国法人にあつては同項第四号に掲げる国内源泉所得に限るものとする。）で当該恒久的施設に帰せられるものについては、所得税を課さない」に改め、同項第五号中「投資組合契約」の下に「（当該非居住者又は外国法人が既にこの項又は第六十七条の十六第一項の規定の適用を受けている場合には、当該投資組合契約以外の当該非居住者又は外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約を含む。）」を加え、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に、「第七項」を「第九項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第三条の二に規定する利子等又は同条に規定する配当等の支払をする者については、同条のうち当該適用を受ける非居住者又は外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

二　第八条の四第四項に規定する上場株式配当等の支払をする者については、同項から同条第七項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。